

厚生労働省の取組について

- 1 麻しんに関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第 4 4 5 号）の策定
- 2 予防接種法施行令の一部を改正し、第 3 期及び第 4 期の予防接種を追加
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を一部改正し、麻しんを全数把握対象疾病に位置づけ
- 4 各種ガイドラインの策定
 - (1) 学校における麻しん対策ガイドライン（平成 20 年 3 月）
 - (2) 都道府県における麻しん対策ガイドライン（平成 20 年 3 月）
 - (3) 医療機関での麻しん対応ガイドライン（平成 20 年 1 月）
 - (4) 麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン（平成 20 年 1 月）
 - (5) 医師における麻しん届出ガイドライン（平成 20 年 1 月）
- 5 接種の促進に関する通知
 - (1) 個人通知の徹底、学校機関等との連携の強化、未接種者及び既罹患者の確認調査を行った上での積極的な勧奨（平成 20 年 6 月 27 日付け）
 - (2) 平成 20 年 4 月～6 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 20 年 9 月 8 日付け）
 - (3) 平成 20 年 4 月～9 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 21 年 2 月 4 日付け）
 - (4) 夏休み期間を活用した接種の勧奨（平成 21 年 7 月 15 日付け）
 - (5) 平成 21 年 4 月～12 月予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 22 年 3 月 8 日付け）
 - (6) 夏休み期間を活用した接種の勧奨（平成 22 年 7 月 9 日付け）
 - (7) 平成 21 年度予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成 22 年 9 月 10 日付け）
- 6 麻しんによる各学校の休校等の状況を調査
 - (1) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成 21 年 3 月 6 日付け事務連絡）
 - (2) 麻しん施設別発生状況に係る調査について（平成 22 年 3 月 17 日付け事務連絡）